

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和4年5月6日
白山市教育委員会

1 基本的な感染症対策について

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- ・体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・症状は出ていないが、同居の家族がPCR検査を受ける場合も登校を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・都道府県をまたいで移動する際、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。

2 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 感染リスクの高い学習活動について

- ・以下に示す学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。
- 児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
- 児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- 児童生徒が密集したり接触したりする運動

(2) 飲食を伴う場面について

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、会話を控える。
- ・学校のランチルーム等においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用は自粛し、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用する。

(3) 部活動について

- ・県内外での合宿、市内外の学校同士の練習・練習試合は禁止としていたが、「まん延防止等重点措置」の解除を受け、制限を解除する。ただし、合宿、宿泊を伴う練習試合については、引き続き当面禁止とする。(大会参加は可とする)
- ・部活動中に飲食する場合は、向かい合わないように、会話を控える。
- ・部活動前後の集団での飲食は控える。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、11月10日付事務連絡の別紙で示した事項について改めて確認する。

(4) その他校内における感染対策について

- ・日常的に行われている他学年との交流活動・場面（例えば、縦割り清掃・クラブ活動・児童会生徒会活動等）については、感染対策を行った上で、実施を可能とする。

3 連絡体制について

- ・学校は、児童生徒に陽性が判明した場合、教職員がPCR検査等を受けることになった場合、速やかに市教委へ連絡をする。

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者に徹底する。※土日等においては、保護者から学校への連絡は休み明けでよいものとする。
- ・休日等においても、保護者からの検査結果（陽性が判明したとき等）の連絡が学校（管理職等）に届くようにする。

4 臨時休業等によるオンライン授業の実施について

- ・陽性者が判明し、臨時休業（学年・学級含む）の措置を行う場合、対象児童生徒全員が自宅でのオンライン授業を実施する準備を整える。
- ・GIGA端末持ち帰り際には、充電庫からアダプターをはずし、併せて持ち帰る。
- ・時間を決めて、朝の会等による健康観察を実施する。つながらない家庭には、電話連絡で対応するなど配慮する。
- ・オンライン授業（ハイブリッド型の授業を含む）の内容、時間については、各校の実情に応じてできる範囲で実施する。
- ・通信速度などの事情で自宅でのオンライン授業を受けることが難しい場合や、自宅では集中できない場合、または、上手く接続できない場合は、学校に登校してオンライン授業を受けることも可とする。

5 学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の判断について

(1) 陽性者が出た場合の学校の対応について

①陽性者が判明したら市教委へ連絡

②陽性者の最終登校日を確認し、臨時休業等の措置を決定

- ・発症日から2日前にさかのぼる

発症日：症状が出た日、無症状の場合は献体を採取した日



登校していた → 学級閉鎖等の措置を行う
登校していない → 措置無し

※学校では、「常時マスクをして過ごしている」「給食は黙食」等により基本的には濃厚接触者はいないと考えられる。

※自宅待機中に症状が出た場合は、病院を受診するよう伝える。

※症状：発熱、咳、息苦しさ、全身倦怠感、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐など

(2) 臨時休業の基準について

これまで陽性者が出た場合、以下の対応を基準として臨時休業の範囲を決定する。その際、学校医、PTA会長、市教委と相談する。

①学級閉鎖

- ・陽性者が、発症日より2日前にさかのぼって登校している場合

【当該学級 1日 or 2日】

②学年閉鎖

- ・複数の学級で陽性者が出るなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【当該学年 1日 or 2日】

③学校全体の臨時休業

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

【1日 or 2日】

(3) その他

①市教委からの報道提供の考え方

- ・陽性者が出た場合、市全体として、学校数、陽性者数の合計を報道提供する。

※ただし、今後、中等症、重症の児童生徒・教職員が出た場合は変更もあり得る。

②学校から保護者への一斉メールの考え方

- ・基本は陽性者が出た場合、出すことを前提に検討する。

※メールを出す場合は、学年・学級まで出せるとよい。

※また、臨時休業措置等の対応がないのに、一斉メールを出すことによって保護者の不安をかきたてる恐れがあるという考え方もある。